リハビリデイサービス暮らシャキッ２号館

指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス
事業運営規程

（事業の目的）

第１条　合同会社ワンライフサポートが設置するリハビリデイサービス暮らシャキッ ２ 号館（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護者、要支援者、事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、介護職員、（以下「従業者」という。）が、当該事業所において排泄、食事などの介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

２　事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、他の居宅サービス事業者、他の指定通所介護事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３　事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

４　指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

５　前４項のほか、「都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年 3 月 22 日　条例第 8 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　リハビリデイサービス暮らシャキッ２号館

（２）所在地　　都城市上水流町 1182 番地 8-1 棟

（従業者等の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）従業者

生活相談員　　１名以上

介護職員　　１名以上

機能訓練指導員　１名以上

看護職員　　１名以上

従業者は、指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス介護、元気アップデイサービス介護の利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び健康指導・助言等を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
（2）営業時間　午前 8 時から午後 5 時までとする。
（3）サービス提供時間　　1 単位　午前 9 時 00 分から午後 4 時 15 分までとする。

（指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の利用定員）
第７条　指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービスの利用定員は、指定地域密着型通所と指定相当通所型サービス事業を合計して 18 名、うち元気アップデイサービスを 3 名とする。

（指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の内容）
第８条　指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
（1）入浴サービス
（2）配食サービス
（3）生活指導（相談・援助等）
（4）機能訓練
（5）健康チェック
（6）送迎
（7）レクリエーション　など

（利用料等）
第９条　指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は都城市長が定める額によるものとし、当該指定地域密着通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その額のうち自己負担割合に応じた額とする。
２　第１０条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業に要した交通費の追加徴収はしない。
３　利用者の希望によるその他の費用
一　昼食代　５５０円（おやつ代５０円含む）
二　おやつ代　午後からの利用者でおやつを希望するのみ　５０円
三　教養娯楽費　実費
四　急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。
当日の午前９時までに連絡がない場合　昼食代相当額（５００円）

４　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者、又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
５　利用料等の支払いを受けたときには、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
６　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額はその他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
７　事業所のおむつを使用した場合は、現物にて返却するものとする。

（通常の事業の実施地域）
第１０条　通常の事業の実施地域は、都城市とする。

（衛生管理等）
第１１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６カ月に１回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
(2) 事業所において従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実地する。
２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第１２条　利用者は指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）
第１３条　指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
２　利用者に対する指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の居住する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続に向けた取り組み）

第１５条　事業所は感染症や非常災害の発生において、業務を継続的に実施、再開するための計画を作成し、必要な研修及び訓練を計画的に開催する等の措置を講じる。

（苦情処理）

第１６条　指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１７条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

第１８条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、担当者を設置。

（３）その他虐待防止のために必要な措置

・事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に 1 回開催するとともに、その結果や指針を従業員に周知徹底を図る。

２　事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第１９条　事業者は、高齢者又は他の高齢者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他高齢者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の高齢者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

４　事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメントに関する事項）

第２０条　事業所は適切な提供時間を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じる。

（その他運営に関する重要事項）

第２１条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後１ヵ月以内

（２）継続研修　　年４回

２　事業所は、指定通所介護、指定相当通所型サービス、元気アップデイサービス事業に関する記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社ワンライフサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和２年８月３日から施行する。

この規程は、令和２年10月１日から施行する。

この規程は、令和３年11月１日から施行する。（利用定員の変更）

この規程は、令和５年２月１日から施行する。

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和８年６月１日から施行する。（食事の提供に要する費用の変更）